

IASB会議報告（第105回及び第106回会議）

IASB（国際会計基準審議会）の第105回会議が、2009年12月15日と18日の2日間、また、米国財務会計基準審議会（FASB）との合同会議が12月16日と17日にロンドンのIASB本部で開催された。また、第105回会議で議論しきれなかったリース及び保険会計の2つのプロジェクトに関する議論を行なうための第106回の臨時会議が、2010年1月5日にテレビ会議で開催された。

第105回会議でのIASBの議論では、①退職後給付、②IAS第37号（引当金、偶発債務及び偶発資産）の改訂、③認識の中止、④排出量取引、⑤発効日、⑥保険会計、⑦IFRS第5号（廃止事業）の改訂、⑧金融商品（金融負債の分類と測定に関する関係者との各種会合の結果報告）、⑨ジョイント・ベンチャー及び⑩財務諸表の表示（FASBとの合同会議の報告でまとめて報告）が議論された。

一方、FASBとの合同会議では、⑪収益認識、⑫財務諸表の表示、⑬リース、⑭保険会計、⑮金融商品の資本と負債の区分、⑯公正価値測定、⑰概念フレームワーク（測定）及び⑱IFRS第5号（廃止事業）の改訂の検討が行われた。合同会議では、教育セッションとして、連結（IASBの支配モデルに関する議論）及び金融商品（ヘッジ会計に関する関係者との各種会合の結果の説明）が取り上げられた。

IASB会議には理事14名が参加した（ウォレン・マグレガー氏は欠席）。FASBとの合同会議には、FASBのボードメンバー全員が参加した。本稿では、これらのうち、①から⑥及び⑪から⑭での議論の内容を紹介する。

第106回会議では、2009年12月会議で議論が終了しなかった①リース及び②保険会計に関する論点が議論された。

第105回会議（2009年12月15日と18日）

IASB会議

1. 退職後給付

これまでの議論で、給付建制度に関連する年金費用を、雇用の構成要素（勤務費用）、財務の構成要素（利息費用）及び再測定の構成要素（給付建債務に係る保険数理差損益及び制度資産に係る収益の総額）に分解することが暫定合意されている。さらに、2009年11月の会議では、再測定は、その他包括利益（OCI）で認識することとするが、どのようなものを再測定に含めるかについては、さらに検討することが暫定合意された。

再測定の構成要素については、既に2009年2月の会議で、①給付建債務に係る数理計算上の差異及び②制度資産に係る収益の総額を含めることが暫定合意されている。しかし、再測定に含まれるこの2つの要因に関し、①「給付建債務に係る数理計算上の差異」については勤務費用の見積りの変更を再測定とすべきかどうかの取扱い、そして、②「制度資

産に係る収益」については制度資産の利息収益の一部を当期純利益で認識すべきかどうかについて議論が行われた。

なお、これまでの議論で暫定合意されている事項は次のとおり。

- (a) 年金費用のすべての構成要素を、それらが生じた期間に認識する（すなわち、IAS第19号（従業員給付）で規定されているコリドール及びコリドールの超える数理計算上の差異を残存勤続年数で償却するという遅延認識の選択肢を廃止する）。
- (b) 包括利益計算書上、年金費用を、雇用の構成要素（勤務費用）、財務の構成要素（利息費用）及び再測定の構成要素（給付建債務に係る保険数理差損益及び制度資産に係る収益の総額）に分解して表示する。
- (c) 包括利益計算書上、雇用の構成要素（勤務費用）及び財務の構成要素（利息費用）を当期純利益に含めて表示するが、再測定の構成要素はでOCIで表示する。

(1) 勤務費用の見積りの変更の取扱い

既に触れたように、再測定には、給付建債務に係る数理計算上の差異及び制度資産に係る収益の総額を含めるという暫定合意がなされているが、「給付建債務に係る数理計算上の差異」には、①利回りの仮定の変動によって生じる数理計算上の差異と②離職率などその他の仮定の変動によって生じる数理計算上の差異の双方を含めることも2009年2月に暫定合意されている。しかし、2008年3月に公表されたディスカッション・ペーパー（IAS第19号従業員給付に対する改訂に関する予備的見解）では、「その他の仮定の変動によって生じる数理計算上の差異」は、勤務費用に含めることとし、再測定には含めない見解を取っていた（したがって、再測定に含められるのは、利回りの仮定の変動によって生じるものに限定される）。

このように2つの見解があり、さらに、再測定はOCIで表示することが暫定合意されたため、「その他の仮定の変動によって生じる数理計算上の差異」を再測定に含めるか、勤務費用に含めるかで当期純利益が影響を受けることになる。そのため、この取扱いが議論された。

議論の結果、「給付建債務に係る数理計算上の差異」をさらに2つの要素に分解することは恣意的に区分される可能性があり、そして、複雑な会計処理となるという点が改めて確認され、両者を分けずに、「その他の仮定の変動によって生じる数理計算上の差異」を含めた「給付建債務に係る数理計算上の差異」すべてを再測定に含めるという2009年2月の暫定合意が確認された。

(2) 制度資産の利息収益

2009年2月の暫定合意に基づいて、制度資産に係る収益をすべて再測定に含め、さらに、再測定をOCIで表示することになると、制度資産から生じる収益はまったく当期純利益に反映されないこととなってしまうため、制度資産から生じる収益の一部を当期純利益に反映させるべきかどうかについて議論が行なわれた。

スタッフからは、制度資産からの収益の一部を当期純利益で認識するのであれば、現行 IAS 第 19 号の規定を変更せずに、制度資産の期待収益を当期純利益で認識すべきであるとの提案がなされた。

議論の結果、スタッフの提案に代え、給付建債務（又は資産）の純額に対して優良社債の金利を適用して計算した純利息収益を当期純利益に含めることが暫定的に合意された。この結果、制度資産に係る収益のうち、純利息収益の計算に含められた制度資産の収益を除いた金額は OCI で表示されることとなる。

2. IAS 第 37 号の改訂

IAS 第 37 号の改訂では、測定に関する部分に限定して再公開を行なうことが暫定合意されている。今回、その公開期間の長さについて議論が行なわれた。

議論の結果、90 日の公開とするが、イースターと重なるため、2010 年 4 月 12 日を期限とすることが合意された。公開草案は、2010 年 1 月 5 日に公表された。

なお、これまでの議論を反映した基準は、IAS 第 37 号の改訂版とするのではなく、新たな IFRS とすることとされているが（IAS 第 37 号は廃止される）、その最終版に近いドラフトは、2010 年 2 月には IASB のホームページで公開される予定である。

3. 認識の中止

今回は、2009 年 3 月に公表された公開草案「認識の中止 (Derecognition)」のうち、金融負債の認識の中止に関連する契約の変更について議論が行なわれた。具体的には、①金融負債の修正 (modification) と消滅 (extinguishment)、②修正と消滅の会計処理及び③金融負債の消滅として取り扱われる契約の修正の会計処理（債務者と債権者における会計処理の対称性）について議論が行われた。

(1) 金融負債の修正と消滅

IAS 第 39 号（金融商品：認識及び測定）では、負債金融商品 (debt instruments) の借手と貸手との間での著しく異なる条件 (substantially different terms) による交換（契約変更）は、元の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識（発生）として会計処理しなければならないとされている。また、現存する金融負債又はその一部分の条件の大幅な修正 (substantial modification) も元の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理しなければならないとされている（第 40 項）。また、適用ガイダンスでは、新たな条件が大幅に異なるものとされるのは、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値（受取手数料を控除後の支払手数料を含み、当初の実効金利で割り引く）が、当初の金融負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と少なくとも 10% 異なる場合であるとされ、いわゆる 10% 基準が採用されている（AG 62 項）。

今回、どのような契約の変更が「大幅な変更（ここでは、負債金融商品の条件の修正と、新旧の負債金融商品の交換の両方を含む）」に該当すると判断すべきかについて議論が行なわれた。

スタッフからは、次の4つの代替案が提示された。

代替案A：キャッシュ・フローの現在価値の10%の変化を用いる現行の基準を維持する案

代替案B：キャッシュ・フローの現在価値の10%の変化ではなく、公正価値の10%の変化を用いる案

代替案C：原則主義に基づく定性的及び定量的アプローチを用いる案（債務の性質の変化と数量的な規準とを組み合わせる案）

代替案D：原則主義に基づく定性的アプローチを用いる案（元の契約が表象する投資の性質の変化に注目する案）

議論の結果、代替案CとDを合わせた次のような場合には、「大幅な変更」があったと判断することが暫定的に合意された。

- (a) 新規又は修正後の契約のキャッシュ・フローのタイミング、金額あるいは不確実性が、元の契約のものと相当に異なる（substantially different）。または、
- (b) 変更が、借手の債務の性質又は契約が表象する投資の性質を変化させている。例えば、次のような状況が起こっている。
 - ・ 元本又は金利の表象されている通貨の変更
 - ・ 偶発的な利子又は増価共有（shared appreciation）の特徴の追加、削除
 - ・ 清算時の優先度、投資のランクの変化
 - ・ 変動金利から固定金利（又はその反対）への変更
 - ・ 企業の他のクラスの債権者の同意を必要とするような変更
 - ・ クロス担保条項の追加、削除
 - ・ 期限前返済条項又は期限前返済プレミアム条項の追加

(2) 修正と消滅の会計処理

上記(1)に基づいて、例えば、契約の変更が、元の負債金融商品の消滅及び新規の負債金融商品の認識と判断された場合、その判断以降の会計処理をどのようにするかがここでの論点である。ここでは、消滅（extinguishment accounting）、修正（modification accounting）、部分的消滅（partial extinguishment accounting）そして債務の株式化取引（debt for equity swap）と判断された後のそれぞれの会計処理が議論された。

① 元の負債金融商品の消滅の会計処理

議論の結果、次のように会計処理することが暫定的に合意された。

- (a) IAS第39号と同様、負債金融商品の消滅の会計処理は次のとおりとする。
 - ・ 元の（修正前の）負債の認識の中止を行なう。
 - ・ 新規又は修正された負債を新しい負債として認識し、公正価値で当初測定する。

- ・ 認識が中止された負債の簿価と支払われた対価の差額を損益として認識する。
- ・ 発生した費用又は手数料は、損益として認識する。

(b) 消滅に関連する費用又は手数料の会計処理は次のとおりとする。

- ・ 負債金融商品の条件の変更又はひとつの負債金融商品を他の負債金融商品と交換する取引に際して発生したすべての費用又は手数料は、企業が新たな負債の発行に直接帰属する部分として識別できない限り、損益として認識しなければならない。
- ・ 企業が、費用又は手数料の一部を新たな負債の発行に直接帰属するものとして識別する場合には、IAS第39号の当初及び当初認識以降の測定ガイダンスに従って処理しなければならない（取得原価に加算し、その後実効金利法を用いて償却原価で測定）。
- ・ この決定を行なうに当たっては、企業は、取引に関連するすべての関連性ある事実及び状況を勘案しなければならない。

② 修正の会計処理

議論の結果、次のように会計処理することが暫定的に合意された。

(a) IAS第39号と同様、負債金融商品の修正の会計処理は次のとおりとする。

- ・ 元の（修正された、又は、交換された）負債の認識を継続する。
- ・ 費用又は手数料の分だけ当該負債の簿価を調整する。
- ・ 負債の期間にわたって新しい簿価を償却する。

(b) 修正に伴って新しい実効金利（EIR: Effective Interest Rate）は再計算しない。すなわち、改訂された将来キャッシュ・フローの見積りを当初のEIRを用いて割引いて計算された簿価と従前の簿価との差額をその時点で損益として認識する（調整額を損益として認識せずに、EIRを再計算して新しい簿価を満期までの間に償却する方法は採用しない）。

③ 部分消滅の会計処理

議論の結果、金融負債の一部を買い戻すことによる部分的な消滅の会計処理は、次のようにすることが暫定的に合意された。

IAS第39号と同様、元の負債の簿価を、「継続して認識する部分」と「認識を中止する部分」に、それぞれの公正価値に基づいて按分し、次の両者の差額を損益として認識する。

- ・ 認識が中止される部分に按分された簿価
- ・ 認識が中止される部分に対して支払われた対価

④ 債務の株式化の会計処理

債務者と債権者が金融負債の条件を再交渉し、債務者が持分金融商品（equity instruments）を債権者に発行することで当該負債をすべて又は部分的に消滅させることがある。こうした取引は債務の株式化（debt for equity swap）と呼ばれる。この問題は、既に、IFRIC第19号「持分商品による金融負債の消滅（Extinguishing Financial Liabilities with Equity Instruments）」で取り扱われており、これを公開草案に取り込むことが暫定的に合意された。合意された取扱いは、次のとおりである。

- (a) IAS第39号の金融負債の認識の中止では、認識が中止された金融負債（又はその一部）の簿価と支払われた対価との差額を損益として認識しなければならないとされているが（第41項）、その「支払われた対価」には、金融負債を消滅させるために発行される持分金融商品の「対価」が含まなければならない（すなわち、「支払われた対価」は、現金や金融資産に限定されず、持分金融商品を用いた場合にも支払いが行なわれたと見る）。
- (b) 持分金融商品が金融負債の消滅のために発行される場合には、当初、公正価値で測定されなければならない。
- (c) 消滅する負債の簿価と発行される持分商品の公正価値の差額は、損益として認識されなければならない。なお、支払われた対価の公正価値（簿価ではない）と消滅した金融負債の公正価値との間に差額があれば（すなわち、等価の公正価値による交換ではない場合には）、当該差額は、消滅した金融負債以外の何者かに対する対価の受払と考えられるので、それらが、資産又は負債としての認識要件を満たしている場合には、これらを資産又は負債として認識し、損益として認識される金額は、当該資産又は負債として認識された金額を控除した後の金額となる。

(3) 債務者と債権者の会計処理の対称性

契約の修正によって金融負債の条件の相当な修正が行なわれた場合には、債務者には、元の負債の認識を中止し、新たな金融負債を認識することが求められている。しかし、債権者が保有する金融資産には、条件の相当な修正が行なわれた場合に元の金融資産の認識の中止を行ない、新たな金融資産を認識するという会計処理は求められていない。金融資産には、譲渡を行なった時点と減損があると判定されたときに認識の中止を行なう規定が適用されるのみである。このように、金融負債の債務者の認識の中止とそれを金融資産として保有する債権者の認識の中止の会計処理には対称性がない。両者の会計処理に対称性が求められるべきかどうか議論された。

議論の結果、金融資産のすべて又は一部の修正及び認識の中止の会計処理が、金融負債に対するものと同じとなるようにすることが暫定的に合意された。

4. 排出量取引

2009年11月に引き続き、任意のキャップ・アンド・トレード・スキームにおける排出量取引に関する議論が行なわれた。今回は、排出枠（emission allowance）を実際に受け取る前に有している「排出枠の配分を受ける権利」がいつ資産の定義を満たすかについて議論が行なわれた。

任意のキャップ・アンド・トレード・スキームに参加すると、企業は、コミットメント期間に排出する各排出単位に対して1単位の排出枠を支払う義務を負う。この義務と引き換えに、企業は、排出枠の配分を受ける権利を取得する。スキームの管理を容易にする観点

から、コミットメント期間は通常1年の遵守期間 (compliance period) に分割されることが多い。この場合、毎年、遵守期間の期初に排出枠の配分を受け、遵守期間中の排出量を相殺するために、遵守期間の末尾に、排出枠を支払うこととなる。また、将来の遵守期間に排出枠を受領する権利は、企業が温室効果ガスを排出する事業を継続することが条件となっている。

この将来排出枠を受領する権利がいつ資産の定義を満たすかについて、次の2つの見解があり、それについて議論が行なわれた。今回は、結論を出すことはせず、議論だけが行なわれた。

次の例が検討された。企業は、5年にわたって500の排出枠を受領する（毎年100受領）。これを受領するためには、前年に温室効果ガスを排出する事業を行なっていることが条件となる。その事業継続条件として、①前年に3ヶ月以上事業を停止すると事業継続条件を満たさなくなる場合と②前年に操業能力の50%未満の操業しかしない場合には事業継続条件を満たさなくなる場合が検討された。

- (a) 見解1：企業は、排出枠を受領する権利に関連する偶発性がなくなるまで資源（排出枠受領権）を支配していないと考える見方。
- (b) 見解2：「企業が指定された行動（例えば、ある一定レベルの温室効果ガスの排出）を行なうと排出枠を受領することとなる」という権利を有しているだけで、企業は資源を支配していると考える見方。当該権利は、オプションであり、企業は特定の行動をすることでそのオプションを行使すると考える。

見解1は、さらに2つに分けることができる。すなわち、①企業が条件を満たす可能性が確からしくなった時点で資源に対する支配を獲得すると考える見方（見解1a）と②企業が条件を実際に満たした時点で資源に対する支配を獲得すると考える見方（見解1b）である。見解1aによると、企業が、継続企業（going concern）であれば、任意のキャップ・アンド・トレード・スキームに参加した時点で（5年間以上操業を続けると予想できるので）、5年分の排出枠を資産として認識できる可能性がある。一方、見解1bによると、「前年に3ヶ月以上事業を停止すると事業継続条件を満たさなくなる場合」では、事業年度を1月から12月までとすると、9月まで操業を続けると翌年の排出枠を受領できることになるので、この時点で、翌年の排出枠（100）を資産として認識できる。一方、「前年に操業能力の50%未満の操業しかしない場合には事業継続条件を満たさなくなる場合」には、半年間操業を続けるとこの条件を満たすと考えられるので、6月末の時点で、翌年の排出枠（100）を資産として認識できることになる。

見解2は、資源はオプション（将来の排出枠を受領できるオプション）と考え、条件を満たす前でも、企業は当該オプションを支配していると考える。オプションは、過去の事象（排出枠の割当て）の結果として生じており、当該オプションに対する企業の権利は、決算期末時点で存在しているため、資産として認識できると考える。このため、任意のキャップ・アンド・トレード・スキームに参加した時点で、5年分の排出枠を受領できる権利

を取得したと考え、500の排出枠を取得できるオプション（500の排出枠そのものではない）を資産として認識することになる。見解2の下では、事業継続条件はオプションの資産認識に影響しないこととなる。

5. 発効日

今後2011年6月までの間に新しいIFRSが相次いで公表されるスケジュールとなっているが、それらのIFRSが十分な時間的余裕を持って適用されるようにするために、個別のIFRS毎に発効日の詳細をすべて決めるのではなく、今後新規に発行されるIFRSに全体に適用される発効日に関する原則的取扱いを整理するための議論が行なわれた。議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 今後の新基準からは、適用を開始する日を示すこととし、適用される事業年度の終了日を示すことはしない。すなわち、今後は、ある特定の日以降に開始する事業年度から適用を開始するという表現とし、ある特定の日に終了する事業年度から適用を開始するという表現はやめる。
- (b) 発効日として指定する特定の日は、1月1日と7月1日のみとする。
- (c) 2010年に完成する主要プロジェクトの発効日は、2012年1月1日より早くはしない。
- (d) 2011年に完成する主要プロジェクトの発効日は、2013年1月1日より早くはしない。

なお、これ以外に、経過措置の設定及び表現をどのようにするかについては、今後スタッフが検討することとされた。

6. 保険会計

今回は、新たに設定されたIFRS第9号（金融商品）の下で、保険負債を担保するために保有される金融資産が当期純利益を通じて公正価値で認識されない（すなわち、OCIで認識される）場合、保険者がこのような金融資産に対応する保険負債の再測定にOCIを用いることが認められるべきかどうか議論された（これまでの議論では、保険負債の再測定によって生じる変動額は、すべて当期純利益に反映されることとされている）。

議論の結果、保険負債の再測定の影響はすべて当期純利益で認識すべきであり、一部をOCIで認識することは許容しないことが、暫定的に合意された。IASBは、保険負債の変動の一部をOCIで報告するという提案について、納得のいく概念的、実務的理由を見出せず、また、OCIの利用は、財務諸表利用者が報告された金額を理解することをより困難にする可能性があるかと判断した。さらに、OCIを用いることで、負担となる複雑な追跡手続が必要となり、恣意的な結果をもたらすことにもなりかねず、利用者にとっての透明性が欠如することになると判断された。

I A S B と F A S B の 合 同 会 議

1. 収益認識

今回は、①製品保証 (warranties) 及び製造物責任 (product liability)、②返還権 (rights of return) 及び③不確実な対価の見積り (estimates of uncertain consideration) の 3 点について議論が行われた。

(1) 製品保証及び製造物責任

今回、2008年12月に公表したディスカッション・ペーパー（顧客との契約の行ける収益認識に関する予備的見解）において示していた考え方である、すべての製品保証を独立した履行義務として捉えることが妥当かどうかについて議論が行なわれた。また、製造物責任法が履行義務を生じさせるかどうかについても議論が行なわれた。

① 製品保証

製品保証に関する議論では、製品保証を①顧客に製造上の欠陥のカバーを提供する保証（製品引き渡し時に存在しているが、その時点で明確でない欠陥を保証するもの）と②顧客に製品が引き渡された後に生じる欠陥をカバーする保証の2つに分けることが提案された。そして、前者は、独立した履行義務として捉えるのではなく、契約で約束した完全に機能する製品を引き渡せない（履行義務を果たせない）ので、収益を認識すべきではなく、そのような可能性を見積もって、その分の収益は認識しないという取扱いをすべきであり、後者のみを独立した履行義務として認識すべきであるという考え方が提示された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 欠陥のある資産（製品）を交換することが求められる場合には、企業は、そのような資産（製品）に対しては収益を認識しない。
- (b) 欠陥のある資産を修理することが求められる場合には、企業は、修理によって交換することが必要となる構成要素に対応する部分に対しては、収益を認識しない。
- (c) 製品保証の目的が、製品引渡後に生じた欠陥をカバーするものである場合には、当該製品保証は、独立した履行義務を生じさせるので、これを認識する。そのため、取引価格の一部を当該履行義務に配分しなければならない。

② 製造物責任

製造物責任法などが、企業に対して、製品が損傷 (harm) 又は損害 (damage) の原因となった場合には、補償を支払うことを求めている場合がある。このような補償を支払う義務が履行義務に該当するかどうか議論された。

議論の結果、当該要求は、欠陥のない製品を顧客に提供するという履行義務には該当しないため、これは履行義務ではないと暫定的に合意された。例えば、製品が商店で展示されている間に損傷又は損害の原因となった場合にも製造物責任が生じる場合があり、これは、顧客との契約に基づく、欠陥のない製品の提供義務の範囲を超えていると考えられる。なお、企業は、その製造物責任を I A S 第 3 7 号に従って処理しなければならない。

(2) 返還権

返還権付きの財の販売について、ディスカッション・ペーパーでは、①履行義務アプローチ (performance obligation approach) と②販売不成立アプローチ (failed sale approach) という2つの考え方を提示していた。前者の考え方では、返品権を提供するという約束は契約における履行義務 (返品サービス) と考え、取引価格の一部は、返品サービスに配分され、当該履行義務は、返品サービスが提供されるときに収益として認識されるという取扱いとなる。後者の考え方では、返品権を提供するという約束は契約における履行義務ではなく、返品される製品に対しては売買が成立しないと考え、収益は、不成立にならない販売についてだけ認識される。このため、販売が不成立となる取引は収益として認識されず、返品されると見込まれる財は、売り手において棚卸資産として認識され続けることとなる。

上記2つの考え方に対して受領したコメントなどの分析を踏まえて検討が行なわれた結果、次の点が暫定的に合意された (暫定合意は、上記2つの考え方を混合したもの)。

- (a) 企業は、返品されると見込まれる財に対して収益を認識してはならず、その代り、顧客に対する返金の見込額 (確率加重) に対して返金負債 (refund liability) を認識しなければならない。
- (b) その後、企業は、返金額についての見込みの変動に関して返金負債を更新し、履行義務に配分された金額に対して対応する調整を行わなければならない。
- (c) 企業は、返金負債の決済時に顧客から財を回収する権利に対して資産 (及び対応する販売原価の調整) を認識しなければならない。当該資産は財のもともとの原価 (すなわち、棚卸資産であったときの簿価) で当初測定される。
- (d) 約束した返品サービスは、返金義務以外の独立した履行義務として認識しない。

(3) 不確実な対価の見積り

取引価格が、信用リスク及び契約内容の変更以外の要因で不確実な場合に関するガイダンスはディスカッション・ペーパーでは触れられていないため、2009年3月に議論が行われた。そこでは、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 契約開始時には、取引価格は、企業が顧客から受領すると見込まれる対価金額 (確率加重見込額) で測定する。
- (b) 契約開始後は、取引価格の変動を反映するように権利の測定を更新し、その変動をすべての履行義務に配分することを求める。もし、取引価格の変動が、既に提供された履行義務に対して配分された場合には、当該変動の影響は収益として認識し、当該変動の影響が未履行の履行義務に関連する場合には、当該義務の測定値を増減させる。
- (c) 企業が信頼性をもって対価の金額を見積れない場合に限り、収益認識が制限される。この際に、どのような場合に信頼できる見積りができるのか及び見積りの変動をどのように履行義務間に配分するかに関しては、さらに検討することがスタッフに指示された。

これを受けて、今回、スタッフから、この問題に関する提案が示され、議論が行われた。なお、不確実な対価には、例えば、原価管理に関するコンサルティング契約によって受け取る手数料が、顧客の原価削減のレベルに応じて決まるもの、成功報酬ベースの法律サービス及びファンド・マネージャーの手数料がファンドの価値の増加にスライドするもの等がある。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 企業は、起こり得る契約の結果（すなわち対価の金額）を識別でき、かつ、それらの帰結の確率を合理的に見積れる場合にだけ、不確実な対価の見積金額を取引価格に含めなければならない。
- (b) 収益認識の文脈では、企業は次の場合に限り、起こり得る契約の帰結を識別でき、かつ、関連する確率を合理的に見積ることができる。
 - ・企業が、同一又は類似の種類 of 契約をしたことがあり、かつ
 - ・その種の契約を取り巻く状況が大幅に変わることを見込んでいない
- (c) 公開草案では、企業が見積り対価金額を取引価格に含めるかどうかを評価するに当たって考慮すべき要素を示すこととする。

2. 財務諸表の表示

今回は、①一体性原則 (cohesiveness principle) の適用、②財政状態計算書における表示、③再測定 of 定義と表示及び④バスケット取引と外貨建取引損益の表示について議論が行われた。

(1) 一体性原則の適用

2008年10月に公表されたディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解 (Preliminary Views on Financial Statement Presentation)」に対して受領したコメントの検討の結果、2009年7月の会議で、一体性及び区分の原則を「コア表示原則 (core presentation principles)」と改称するとともに、一体性の原則については、必ずしも勘定科目レベルで適用する必要はないことを明確にすることが合意されている。その際に、この原則の起点を財政状態計算書ではなく包括利益計算書とすべきなど、多くの指摘事項があるため、スタッフはこれらを今後検討することとされていた。

これを受けて、今回、①3つの財務諸表（財政状態計算書、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書）すべてに一体性の原則を適用すべきか、②財政状態計算書がそれ以外の財務諸表の分類を決めるべきか、③営業 (operating) 及び財務 (financing) の両方の性格を有する項目への一体性原則の適用の3点について議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 一体性の原則は、3つの財務諸表において、カテゴリーレベル（営業、投資、財務（財務については借入と資本に区別されることになると思われる）などで、事業や財務とい

ったセクションより一つ下のレベル) で適用する。

- (b) 一般論として、財政状態計算書において資産及び負債がどのカテゴリーに分類されているかによって、他の財務諸表での項目の分類を行なうことを示す。
- (c) 「事業 (business)」セクションに新たなカテゴリーとして、「営業活動からの財務 (financing arising from operating activities)」を設ける。このカテゴリーの定義は今後検討するものの、ここには、年金負債 (又は資産) 純額及び資産除去債務 (asset retirement obligation) などのような営業活動に拘束されている長期負債を含めることが想定されている。なお、キャッシュ・フロー計算書においては、「営業活動及び営業活動からの財務 (operating activities and financing arising from operating activities)」というカテゴリーのなかで、上記新カテゴリーのキャッシュ・フローをまとめて示すことが求められる。

(2) 財政状態計算書における表示

財政状態計算書の表示に関するいろいろな論点が議論され、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 区分財政状態計算書を用いるか又は資産及び負債を流動性配列によって示す財政状態計算書を用いるかは、経営者が決定するのが最良であるというディスカッション・ペーパーの提案を維持する。
- (b) 区分財政状態計算書を採用する場合には、資産及び負債を 1 年という期間に基づいて短期と長期のサブ・カテゴリーに表示しなければならないという提案を維持する。
- (c) 財政状態計算書において総資産及び総負債を表示することを要求する。
- (d) 契約で満期が決められている資産及び負債の短期のものについて、その満期に関する情報を財務諸表の注記で開示するというディスカッション・ペーパーでの提案を取り下げる。
- (e) 現金残高の表示カテゴリーは、ディスカッション・ペーパーで提案されていた報告セグメント・レベルで決定するのではなく、報告企業レベルで決定することとする。この結果、現金は財政状態計算書において複数のカテゴリーでは表示できないことになる。
- (f) 従来現金等価物とされていた項目は、財政状態計算書において短期投資として表示及び分類するというディスカッション・ペーパーの提案を維持する。したがって、IFRS 及び米国会計基準から現金同等物という概念は削除される。
- (g) 当座借越は、財政状態計算書の財務セクションの借入 (debt) カテゴリーに表示することとする。
- (h) 資産と負債が、同じ性質であるが異なる規準で測定されている場合には、測定ベースがさらなる財政状態計算書上での区分に用いられなければならない。今後、財政状態計算書上で集約するための規準について議論する。

IASB と FASB とで異なる結論となったものがある。それは、財政状態計算書上で表示される項目 (勘定科目) の最低限のものを公開草案に含めるかどうかである。IASB

は、IAS第1号（財務諸表の表示）にある表示項目を拡充した最低限の表示項目を示すことに賛成したが、FASBは、そのようなものを含めることに反対した。

(3)再測定の定義と表示

包括利益計算書上において再測定をどのように表示するか、また、再測定はどのように定義されるべきかが議論された。

① 再測定の目的

今後公表される公開草案においては、財務諸表において再測定の情報を表示する目的を含めることが暫定的に合意された。その文言について、下記のことをベースにさらに検討することとされた。

再測定情報を表示する目的は、財務諸表の利用者が持続性のない (not persistent) 包括利益の構成要素（すなわち、収益の将来の金額を示すものでない構成要素）と持続性のあるものとを識別することである。再測定は、定義により、持続性 (persistent)、事前決定性 (predetermined) 及び予測可能性 (predictable) がない。企業の稼得利益の質を分析するに当たり、財務諸表利用者は、持続性のない項目を持続性のある項目とは異なるように取り扱う。したがって、多くの場合、再測定に評価マルチプルとして1（又はそれ以下）を割り当てる。再測定を資産及び負債の他の変動と区分することにより、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性の評価に当たり有用な情報を提供する。

② 再測定の定義

再測定の定義として、次のようなものが検討され、暫定的に合意されたが、さらに文言について検討することとされた。（下線部は2009年10月の定義からの変更箇所）。

再測定は、資産又は負債の帳簿価額の現在価格又は現在価値（あるいは現在価格又は現在価値の見積額）への変動の影響を反映する包括利益で認識される金額である。現在価格又は現在価値には、公正価値、売却費用控除後の公正価値、使用価値及び正味実現可能価額が含まれる。

③ 再測定の包括利益計算書上での表示

再測定を包括利益計算書上でどのように表示するかに関して、IASBとFASBとは、見解が一致していない。

FASBは、包括利益計算書を横に2欄を持つ様式とすることに暫定的に合意している。2欄は、「包括利益合計 (total comprehensive income)」及び「再測定 (remeasurement)」とすることとされている。一方、IASBは、12月15日の会議で、包括利益計算書は1欄式とし、再測定情報は、注記で開示することに暫定的に合意し、これを公開草案に含めることとしている。

(4) バスケット取引と外貨建取引損益

① バスケット取引

ディスカッション・ペーパーでは、バスケット取引は、企業が1つ以上のセクション又はカテゴリーに分類している資産及び負債の認識又は認識の中止となる単一の取得又は処分取引と定義している。

今回、バスケット取引を包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書でどのように表示するかが議論された。スタッフからは、3つの代替案が提示された。

代替案A：営業カテゴリーで表示する。

代替案B：バスケット取引の影響の最も主要な源泉となっている活動を反映するカテゴリーで表示する。

代替案C：別個のセクションとして表示する。

議論の結果、代替案Cを採用し、バスケット取引を別個のセクションとして表示することが暫定的に合意された。

② 外貨建取引損益

議論の結果、ディスカッション・ペーパーでの提案のとおり、外貨建取引損益（企業の財務諸表を機能通貨に再測定することによって生じる純損益を含む）は、当該外貨建取引損益を生じさせた資産及び負債と同じセクション又はカテゴリーで表示することが、暫定的に合意された。

3. リース

用意されていた論点のうち、今回議論できたのは、①借手及び貸手による偶発リース料（contingent rentals）及び②範囲の2つであった。これ以外は、時間的な制約から議論が終了せず、2010年1月5日の臨時会議で議論することとされた。

(1) 偶発リース料

2009年3月に公表されたディスカッション・ペーパー「リース—予備的見解（Leases Preliminary Views）」によると、偶発リース料（「変動リース料」とも訳されることがある）は、次の3つの類型に分けることができる（7.3項）。

- (a) 物価もしくは指標の変動に基づく偶発リース（この種類のリースでは、リース料相場の変動又はその他の指標（例えば、市場利子率又は消費者物価指数など）の変動に応じてリース料が修正される）
- (b) リース物件から得られる借手の利益を基にする偶発リース（例えば、店舗不動産のリースにおいて、借手が当該店舗からの売上の約定割合に基づいてリース料を支払う契約）
- (c) 使用量に基づいた偶発リース（例えば、車両リースでは、借手が一定の距離を超えた場合に追加のリース料支払を求められる場合がある）

また、ディスカッション・ペーパーでは、借手の偶発リース料に関して、次の点が提案されている。

- ・ リース開始日において、偶発リース料支払義務は無条件であり、それゆえ、すべての偶発リース料は当初認識時に認識されるべきである（7.11項）。
- ・ リース料支払義務には、確率加重された偶発リース料の見積額を含まなければならない（7.20項）。
- ・ リース料支払義務は、偶発リース料支払見積額の変動を反映するため、各報告日に再測定しなければならない（7.25項）。

なお、貸手の偶発リース料の会計処理については、ディスカッション・ペーパーでは触れられていない。

今回は、受領したコメントの分析を踏まえて、借手における偶発リース料と残価保証、及び貸手における偶発リース料の会計処理について議論が行なわれた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 借手が認識するリース支払義務、及び、貸手が認識するリース受取債権には、偶発リース契約に基づく支払金額を含むこととする。
- (b) 貸手は、偶発リース契約に基づく金額に対する受取債権を、当該受取債権が信頼を持って測定できる場合に限り、認識する。この取扱いは、収益認識における不確実な対価の見積りの場合に適用される考え方と整合的である。
- (c) リース支払義務及び受取債権は、期待値で測定される。また、リース支払義務及び受取債権の測定において、すべての起こり得るシナリオを検討する必要はないことを明示する。
- (d) 偶発リース料が、消費者物価指数又はプライム・レートのような指標又はレートの変化に基づいて変動する場合には、フォーワード・レートを用いてリース支払義務を測定する。フォーワード・レートが入手不能な場合には、リース開始時の指標又はレートが使用される。
- (e) リース支払義務及び受取債権の簿価は、新しい事実又は状況が、リース債務に大きな変動があることを示唆する場合には、各期末で再測定を行なう。
- (f) 借手は、残価保証を偶発リース契約と同じ方法で会計処理する。

このほか、偶発リース料金額の再測定の結果生じたリース支払義務及び受取債権の変動をどのように会計処理するかに関して、さらに検討するようスタッフに対して指示が行なわれた。

(2) 範囲

新しいリース会計の基準から、次の項目を除外することが暫定的に合意された。

- ・ 無形資産のリース（概念的には除外する根拠に乏しいが、除外の影響が少ないこと及び米国会計基準取扱いの整合性の観点から除外する）
- ・ 鉱物、石油及び天然ガスといった天然資源を探索又は利用するリース（これら自体の

会計処理が多様であり、利用権を基本とするアプローチを適用することが妥当ではなく、また、特殊な産業の論点の検討を行なう時間的余裕がない)

- ・ 生物資産のリース（現在の検討は、リース物件が原価測定されていることを前提としており、生物資産に適用される公正価値測定はリース会計になじまない）

また、事業の核とならない資産（non-core assets）を範囲除外はしないことも暫定的に合意された。短期リースを範囲除外するかどうかについて、スタッフに検討することが指示された。

4. 保険会計

今回は、①保険プロジェクトと収益認識プロジェクトとの関係、②測定目的及び③マージンについて議論が行われた。これらのほかにも議題があったが、時間の都合で議論されなかった。残った議題は、2010年1月5日の臨時会議で議論することとされた。

(1) 収益認識プロジェクトとの関係

収益認識プロジェクトにおける履行義務の測定と保険会計における保険負債の測定との相違について議論が行なわれた。保険負債の測定では、ビルディング・ブロック・アプローチ（将来キャッシュ・フローの期待値を見積り、当該見積りを現在価値に割り引き、さらに、リスクを引き受ける補償としてのマージンを加えて保険負債を測定する）が採用されている。一方、収益認識では、顧客との契約で決められた取引価格を契約に内在する履行義務に配分し、履行義務が消滅した時点で収益を認識することとしているが、契約が不利（onerous）となった場合を除き、取引価格（履行義務）を見直すことはない。保険契約に内在しているさまざまな変動要因の状況を適切に反映するためには、取引価格を用いるよりも、将来キャッシュ・フローの期待値を見積もるビルディング・ブロック・アプローチの方が適切である点が説明され、議論が行なわれた（暫定合意された事項はない）。

(2) 測定目的

2009年10月のFASBとの合同会議では、両者は、3つのビルディング・ブロック・アプローチを採用することに合意した。3つのビルディング・ブロック・アプローチでは、①現在の予想（確率加重）将来キャッシュ・フローを用い、②貨幣の時間的価値を考慮し、さらに、③明示的なマージン（毎期末に見直す）をも考慮して、保険負債を測定することとしている。

今回は、この暫定合意の内容をさらに検討し、いくつかの細かい論点についても議論が行なわれた。

議論の結果、保険負債の測定は、次のビルディング・ブロックを用いた方法によることが暫定的に合意された。

- ・ 保険者が義務を履行するにつれて生じる、バイアスのない確率加重平均された将来キ

キャッシュ・フロー

- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 将来キャッシュ・フローの金額と時期についての不確実性の影響に対するリスク調整、及び
- ・ プラスの初日の差額を除外する金額（なお、初日の損失は、その発生時に即時認識することが既に暫定合意されている）

(3) マージン（リスク調整）

リスク調整は、一定の固定額でタイミングが決定している将来キャッシュ・フローを持つ負債が、同額の期待値を持つが不確実な帰結をもたらす負債よりもより不利でないことを示すために、負債の測定に含められるものである。そのような情報は、保険負債の不確実性に対する有用な情報を提供すると考えられている。

今回は、ビルディング・ブロックの1つを構成するリスク調整の内容に関する議論が行なわれた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) リスク調整は、将来キャッシュ・フローに関する保険者の観点による不確実性を測定しなければならない。リスク調整額を見積もるために企業が用いるさまざまな情報源について議論されたが、この問題をさらに検討することがスタッフに指示された。
- (b) 保険負債の測定では、保険者に関わる不履行リスク（non-performance risk）の変動は見直してはならない。

第106回会議（2010年1月5日）

1. リース

2009年10月のFASBとの合同会議において、原資産の購入あるいは売却になるような契約形態を、新しいリース基準の範囲から除外することが暫定的に合意されている。今回は、取引が実態上原資産の購入ないし売却とみなされ、リース基準の範囲から除くべきなのはどの時点なのかについて議論が行なわれた。言い換えると、いつ貸手は原資産の認識の中止を行ない、借手は原資産を認識すべきかという問題である。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 原資産の支配を移転する取引は、リース基準の範囲から除くべきである。ここでは、支配の移転以外に、ほとんどすべてのリスクと経済価値の移転（現在のリース基準で、ファイナンス・リースに区分するための判定に用いられている原則と同じ）を原資産の購入ないし売却の判断基準とすべきとの意見も検討されたが、支配の移転の方が、資産の定義と整合的であることから支配の移転が採用された。また、リース期間中借手はリース物件を処分できないなどの制約を受けることがあるが、これは、貸手の防

御権 (protective rights) と考え、支配の移転とは切り離して考えている。

- (b) 原資産の支配については、収益認識プロジェクトでの支配の定義を参照して、「報告企業が当該資産の使用を指図し、当該資産からの便益を受領する現在の能力」と定義すべきであると提案され、基本的にこの方向が支持されたものの、財及びサービスの引渡で履行義務から解放される収益認識プロジェクトで用いられている前提だけでは、比較的長期にわたり貸手と借手の間で継続的関与が続くリース取引を十分捉えることができないのではないかと指摘があり、スタッフがさらに検討することとされた。
- (c) 報告企業の経営者は、原資産の支配が移転したか、支配を得たかどうかについて決定する際には、すべての関連する事実や状況を考慮して判断を下さなければならない。
- (d) 原資産の支配が、通常移転したとみなされる状況には、次のものが含まれる。
- ・ 原資産の所有権がリース期間末に借手に自動的に移転する契約
 - ・ 割安購入オプションを含む契約
- ただし、割安購入オプションを巡っては、「割安」の定義がはっきりしないなど概念の明確化が指摘された。また、割安かどうかは、契約当初で判定を行ない、その判断は以後見直さないことが前提とされている。
- (e) 上記 (d) 以外にも支配の移転を判断する際に参考となる指標をリース基準の中で示す。どのようなものを指標として含めるべきかについて、さらに検討することがスタッフに指示された。検討された指標の候補には、対象資産の予想耐用年数全体をカバーする契約及び割引価格でリースを更新するオプションを含むために対象資産の予想耐用年数全体をカバーする契約などがある。

2. 保険会計

今回は、①アンバンドリング、②業績報告書での表示及び③組込みデリバティブについて議論が行われた。

(1) アンバンドリング

保険契約には、保険、投資（あるいは金融）及びサービスなどの要素が含まれている。保険契約に含まれる構成要素をあたかも独立した契約であるかのように分けて（アンバンドリング）会計処理すべきかどうかというのが、ここでの論点である。例えば、保険契約に保険契約者から預かり、将来返済すべき部分があり、銀行の預金と同じ性格を持っているとすれば、これを保険負債から分離して預金として表示することが適切である。このように、保険契約に含まれる構成要素を分離して表示すべき規準はなにかが議論された。

議論の結果、IASBは次の点に暫定的に合意した（FASBは同意しなかった）。

- (a) 保険契約の中のある構成要素と当該契約の他の要素とに相互依存関係がない場合には、保険者は、当該保険契約の当該構成要素をアンバンドリングしなければならない。
- (b) もし構成要素に相互依存関係がある場合には、アンバンドルしてはならない。

また、両者は、認識及び測定に当たって、アンバンドリングが要求されない場合（つまり構成要素が相互依存関係にある場合）において、保険者が、アンバンドリングを行なうことを許容すべきかどうかを議論し、アンバンドリングを許容すべきではないという点が暫定的に合意された。

このほか、FASBのボードメンバーからは、アンバンドリングという会計処理が、①保険契約の定義及び保険会計基準の範囲、②業績報告書における表示モデル及び③組込みデリバティブの分離とどのように関係するのかに関してさらに明確にするよう指示が行なわれた。

(2) 包括利益計算書での表示

受領した保険料（又はマージン）を包括利益計算書でどのように表示するかに関連して、スタッフから次に示す5つのモデルが示され、これらの内容が議論された。

- (a) 引受保険料 (written premium) モデル。受取保険料は受領時に収益として認識され (引受保険料)、同時に対応する保険負債の増加は費用として認識される。
- (b) 経過保険料 (earned premium) モデル。受取保険料は負債 (未経過保険料) として認識され、その後、稼得した (earned) とみなされるにつれて収益に振り替えられる。
- (c) アンバンドル (手数料) モデル。同一保険者に対する見積払戻額を反映する保険料要素は、受取預り金として認識される。逆にいうと、リスクに対する保障 (及び、もし該当があれば、その他のサービス) の提供に対して保険契約者に課される金額が、保険者が、当該保障を提供することによって契約を履行したときに、収益として認識される。この課された金額が事前に保険契約者から支払われる場合は、将来のサービスに対する前払いとして取り扱われる (未経過保険料に類似)。
- (d) 要約マージン (summarised margin) モデル。受取保険料は受取預り金として認識される。その後、保険者がリスクから解放されるにつれて (及び、もし該当があれば、その他のサービスを提供するにつれて)、マージン額の関連する部分はもはや必要ではなくなり、損益計算書において収益として認識される。このマージン・モデルは、保険料のすべてを預り金として処理し、保険金と給付金の全てを保険契約者への払戻しとして処理する。つまり、これらの要素は保険負債の移動として処理される。
- (e) 拡張マージン (expanded margin) モデル。報告期間に解放されたマージンに加えて、保険損失及び費用の一部又は全部に相当する額を収益として報告する。このアプローチは「純粋」マージン・モデルである (d) と経過保険料モデルの (b) 又は手数料モデルの (c) の組み合わせとして見ることができる。

議論の結果、引受保険料モデルに対する支持はなく、このモデルは、今後の検討から除外されることが暫定的に合意された。それ以外のモデルについては、スタッフに対して、それぞれの内容をさらに明確にすることが指示された。

(3) 組込みデリバティブ

ここでは、主保険契約 (an insurance host contract) に組込まれたデリバティブの測定について議論された。

スタッフからは、組込みデリバティブの測定に関する2つの見解が提示され、いずれを選択するかが議論された。

(a) 公正価値で測定する (いつ分離するかについては現行のガイダンスを用いる)。

(b) 主保険契約の測定に用いられる測定方法と整合した測定を行う。

議論では、デリバティブには、公正価値以外の適切な測定方法なく、主保険契約の測定に用いられる公正価値以外の方法を用いて組込みデリバティブを測定すると測定方法の相違を利用した操作が行なわれる可能性があるといった意見や組込みデリバティブを公正価値で測定するために組込みデリバティブを分離するには恣意性が介入する恐れがあるといった意見など、それぞれの見解に対する賛否が交錯した。

議論の結果、いずれの見解にも支持が収束せず、この問題は継続して議論することとされた。

以 上

(国際会計基準審議会理事 山田辰己)

* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。